

物品販売契約書

「
特定非営利活動法人中津文化協会（以下、「乙」という。）は、甲が主催する、
「
」（以下、本公演）という。）に際しての物品販売について、
以下のとおり契約を締結する。

（物品販売）

第1条 乙が主催する本公演に際して 等の物品を、公演期日に限り会館内
において販売（以下、「物品販売」という。）する。

2 乙は、前項に定める物品販売に際しては、会館内に物品販売のための場所を確保し、甲
に対して便宜を図ることとする。

3 甲と物品を購入した者との間に発生したトラブル等について、乙は一切、責任を負わな
いものとする。

（手数料）

第2条 甲は、物品販売手数料として売上の10%を乙に支払うこととする。

2 前項に定める手数料は10円未満を切り捨てとし、販売終了後直ちに甲に支払うものと
する。

（協議）

第3条 この契約書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約書に
定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めることとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、標記の公演日（ 年 月 日）に限るものとす
る。

この契約書の証として、本書2通を作成し、甲、乙が各々1通を所持する。

年 月 日
甲

㊞

乙 中津市豊田町14番地38

特定非営利活動法人中津文化協会 理事長 富永 まり ㊞